平成２１年（フ）第１５９号
広島県三原市古浜３丁目５番８号
債務者　今井　建夫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
大分市大字猪野1608番地の３　マンション猪野ハイツ202
債務者　細谷　洋司
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６４１号
大分市大字三芳2205番地の３　季の坂パーク・ホームズ壱番館204
債務者　池上　光秀
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６６号
宮崎市大字長嶺663番地
債務者　岩切　正輝
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６７号
宮崎市大字長嶺663番地
債務者　岩切　勝子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０８号
福井市町屋２丁目９番16号
債務者　きもの乃三大こと　大里美津子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
福井市西大味町第15号３番地
債務者　西村三樹敏
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
福井県あわら市二面４丁目402番地
債務者　木下　富子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
長野市大字石渡237番地１サンセジュール大向103号室
債務者　陶山　美里
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８５号
長野県諏訪市小和田南13番21号　藤森アパート２号
債務者　飯田　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第９４号
長野県岡谷市長地梨久保２丁目７番20―101号　市住中村Ａ１
債務者　平本　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第９７号
長野県茅野市豊平1132番地
債務者　柿澤美江子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２１号
山口県大島郡周防大島町大字西屋代1153番地１
債務者　吉永　　都
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１２８号
山口県岩国市藤生町３丁目22―14、住民票上の住所山口県岩国市錦町広瀬126番地
債務者　山本　博秋
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３１号
山口県柳井市柳井1436番地２
債務者　桑原　成子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３２号
山口県岩国市錦町中ノ瀬836番地
債務者　河野　春美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１３５号
山口県岩国市車町１丁目８番18号
債務者　髙木　志麻
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７７３号
高知県南国市前浜487番地
債務者　濱田　陽介
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高知地方裁判所破産係